

細 則

養成課程	入学時期	修了時期	在籍期間
社会福祉士養成通信課程（一般）	５月１日	翌年１０月３１日	１年６ヶ月
社会福祉士養成通信課程（短期）	５月１日	翌年１月３１日	９ヶ月

- 2 本課程で修業年限中に修了できなかった者は、校長の許可を受けて、在籍期間を、一般課程については修了時期の翌月から1年間、短期課程については修了時期の翌月から9ヶ月間延長することができる。

(休業日)

第5条の2 本課程において休業日を定めない。

- 2 校長は特に必要のあると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業時数および教職員組織

(教育課程・授業時数)

第6条 本課程の教育課程は、別表1のとおりとする。

- 2 本課程の授業時数は、仙台医療福祉専門学校学則第8条第2項に準ずる。

(履修方法)

第7条 授業は学習の手引きを配布し、印刷教材による授業、面接授業およびその他適切な方法によって行う。

(印刷教材による授業)

- 第8条 学生は第6条別表1に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、提示された学習課題について、それぞれ定められた方法によりレポートを提出し、添削指導および評価を受けなければならない。レポートは授業時間数90時間（90時間に満たない場合にあっては当該時間数）につき1回以上の添削指導を行う。なお、レポートは各科目担当者が添削指導を行う。
- 2 学生は授業の内容について電話またはインターネットにより質問することができる。質問応答に関する通信料は、学生の負担とする。

(面接授業)

第9条 面接授業は、第6条別表1に定める科目および時間数実施する。

- 2 面接授業は、1教室20名以内で行う。なお、本課程において、合同授業は行わない。
- 3 面接授業科目の評価は、出席および受講態度をもって行う。

(ソーシャルワーク実習)

第10条 ソーシャルワーク実習は、第6条別表1に定める時間数実施する。

- 2 ソーシャルワーク実習は、本課程が対象地域に確保する2ヶ所以上の実習施設において行うものとし、うち1ヶ所の実習施設においては180時間以上行うことを基本とする。
- 3 実習計画は、別に定める。

(面接授業の時期等)

第 1 1 条 面接授業の時期は次のとおりとする。

- (1) ソーシャルワーク演習

養成課程	実施時期
社会福祉士養成通信課程（一般）	5 月～翌年 9 月
社会福祉士養成通信課程（短期）	5 月～ 9 月

- (2) ソーシャルワーク実習指導

ソーシャルワーク演習に準ずる。

- 2 面接授業の開催日は開講期間ごとに定める。

- 3 校長は教育上の必要性、かつ、やむを得ない事情があるときは、第 1 項に定める時期以外に面接授業を行うことができる。

- 4 面接授業の始業および終業時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前 9 時 0 0 分

終業時刻 午後 5 時 0 0 分

(教職員組織)

第 1 2 条 本課程に次の教職員を置く。

- (1) 校長

- (2) 基幹教員 2 名以上（養成課程毎に 1 名以上とする）

- (3) 講師

- (4) 事務職員

- 2 校長は、養成事業をつかさどり、所属職員を監督する。

(職員会議)

第 1 3 条 校長は教員および職員をもって職員会議を組織することがある。

第 4 章 入学、休学、復学、退学、修了および賞罰

(入学資格)

第 1 4 条 本課程一般養成の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条の 2 第 3 項各号に掲げる者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が 3 年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条の 2 第 6 項各号に掲げる者であって、指定施設において 1 年以上相談援助の業務に従事したもの
- (3) 学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条の 2 第 9 項各号に掲げる者であって、指

定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの

- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

2 本課程短期養成の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号に規定する基礎科目を修めて卒業した者または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の2第2項各号に掲げる者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の2第5項に掲げる者であって、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号に規定する指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- (3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の2第8項に掲げる者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- (4) 社会福祉法第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- (5) 児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上である者

（入学者の選考、入学手続、入学許可）

第15条 本課程の入学選考、入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本課程に入学しようとする者は、本課程の定める入学願書、その他必要書類に第22条に定める入学選考料を添えて、本課程が指定する期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して、書類選考により、入学者を決定する。
- (3) 本課程に入学を許可された者は、入学許可の日から本課程が指定する期日までに第22条に定める入学金等を添えて手続きをとらなければならない。
- (4) 本課程に入学する以前に他の社会福祉士養成施設および大学等において履修した科目については、履修科目の教育内容を本課程の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の2分の1以内の範囲で本課程における科目の履修に代えることができる。ただし、ソーシャルワーク実習指導およびソーシャルワーク実習については、どちらか一方の科目のみを本課程の科目の履修に代えることは認めない。

（転入学の禁止）

第16条 本課程の転入学はこれを許可しない。

（休学、復学）

第16条の2 本課程の休学、復学はこれを許可しない。

(自主退学)

第17条 自主退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定・不認定)

第18条 校長は、第6条別表1の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席により成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。ただし、ソーシャルワーク実習指導およびソーシャルワーク実習については、面接授業の出席および実習計画、実習記録、実習施設の評価等により総合的に成績を判定し、その合格者に対して修了を認定することができる。

2 成績評価は、A評価（80点以上）、B評価（70点以上80点未満）、C評価（60点以上70点未満）、D評価（60点未満）とし、C評価以上を合格とする。

3 次の者については、修了を認定しない。

(1) 面接授業の出席時間数が教育課程に定める時間数の3分2を満たさない者

(2) ソーシャルワーク実習の出席時間数が教育課程に定める時間数の5分の4に満たない者

4 第8条第1項に定めるレポートの得点が60点未満、または期限までに提出しなかった場合、1レポートにつき1回に限り再提出を認める。ただし、この場合、校長に届出て、別表2に定めるレポート再提出料を納入した上で、その許可を受けなければならない。

5 前項によってもなお、レポートが不合格の科目、または面接授業の出席時間が足りずに不合格となった科目については再履修の対象となり、在籍期間を延長し、当該科目を再履修することができる。ただし、この場合、校長に届出て、別に定める継続授業料と科目ごとの再履修料を納入し、その許可を受けなければならない。

6 ソーシャルワーク実習の評価が不合格の場合は、在籍期間を延長し当該科目を再履修することができる。ただし、この場合は校長に届出て、別に定める継続授業料と再実習料を納入した上で、その許可を受けなければならない。

7 前3項の届出に係る書類については、別に定める。

(修了)

第19条 本課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(褒賞)

第20条 成績、性行ともに優れ、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第21条 学生がこの細則およびその他本課程の定める諸規則を守らず、学生としての本分に反する行為があったときには、懲戒を行うことができる。

2 懲戒は、訓告、停学、および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する学生に対して命ずる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力、技術習得等で成績の向上および成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく常に出席ができない者
- (4) 本課程の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第22条 本課程の入学金、授業料は次のとおりとする。ただし、実務経験者については、授業料から170,000円を免除する。

養成課程	入学選考料	入学金	授業料
社会福祉士養成通信課程（一般）	20,000円	20,000円	410,000円
社会福祉士養成通信課程（短期）	20,000円	20,000円	330,000円

2 前項を除く諸費用については別表2のとおりとする。

3 納付金の徴収方法に関することについては、別に定める。

(納付の特例)

第23条 特別の事由があり、校長が許可した場合は、別に定めるところにより、納付金の全部または一部を減免すること、または分割して納入することができる。

(滞納)

第24条 授業料を指定期日までに納付しない者に対しては、担当部署より納付督促を行う。

2 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納付の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(退学時の取り扱い)

第24条の2 未経過月（1月未満切捨て）の授業料については、全額返還する。

2 退学する場合は、授業料総額の3分の1に、授業料総額の3分の2に在籍期間（入学日から退学日までの経過月数（1月未満切上げ））を修業年限に相当する月数で除した数を乗じた額（千円未満切上げ）を合計した額を納付しなければならない。

(納付金の還付)

第25条 指定の期日までに入学辞退届を提出した場合に限り、すでに納付した授業料を返還する。

(その他)

第26条 この細則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付則

1. この細則は、平成25年4月1日から施行する。
2. この細則の変更については、平成25年8月28日から施行する。
3. この細則の変更については、平成26年4月1日から施行する。

付則

この細則の変更については、平成26年11月28日から施行する。

付則

この細則の変更については、平成27年3月30日から施行する。

付則

この細則の変更については、平成28年4月1日から施行する。

付則

この細則の変更については、平成29年5月1日から施行する。ただし、第5条および第11条第1項については、平成29年度入学者より適用する。

付則

この細則の変更については、平成30年5月1日から施行する。ただし、第22条については、平成30年度入学者より適用する。

付則

この細則の変更については、平成31年5月1日から施行する。

付則

この細則の変更については、令和3年5月1日から施行する。

付則

この細則の変更については、令和4年5月1日から施行する。ただし、令和4年度入学者より適用する。

附則

この細則の変更については、令和5年5月1日から施行する。ただし、令和5年度入学者より適用する。

附則

この細則の変更については、令和5年5月1日から施行する。

附則

この細則の変更については、令和6年5月1日から施行する。ただし、令和6年度入学者より適用する。

附則

この細則の変更については、令和6年5月1日から施行する。ただし、令和6年度入学者より適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

仙台医療福祉専門学校 社会福祉士養成通信課程 (一般) 教育課程

科 目 名	印刷授業による 授業時間数	面接授業 時間数	実 習 時間数
医学概論	9 0	—	—
心理学と心理的支援	9 0	—	—
社会学と社会システム	9 0	—	—
社会福祉の原理と政策	1 8 0	—	—
社会福祉調査の基礎	9 0	—	—
ソーシャルワークの基盤と 専門職	9 0	—	—
ソーシャルワークの基盤と 専門職 (専門)	9 0	—	—
ソーシャルワークの理論と 方法	1 8 0	—	—
ソーシャルワークの理論と 方法 (専門)	1 8 0	—	—
地域福祉と包括的支援体制	1 8 0	—	—
福祉サービスの組織と経営	9 0	—	—
社会保障	1 8 0	—	—
高齢者福祉	9 0	—	—
障害者福祉	9 0	—	—
児童・家庭福祉	9 0	—	—
貧困に対する支援	9 0	—	—
保健医療と福祉	9 0	—	—
権利擁護を支える法制度	9 0	—	—
刑事司法と福祉	9 0	—	—
ソーシャルワーク演習	8 1	4 5	—
ソーシャルワーク演習 (専 門)	3 2 4		—
ソーシャルワーク実習指導	2 4 3	2 7	—
ソーシャルワーク実習	—	—	2 4 0
合 計	2, 8 0 8	7 2	2 4 0

備考

ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導は指定施設に於いて、1 年以上相談援助の業務に従事した後入学する者については免除する。

別表 1 (第 6 条関係)

仙台医療福祉専門学校 社会福祉士養成通信課程（短期） 教育課程

科 目 名	印刷授業による 授業時間数	面接授業 時間数	実 習 時間数
社会福祉の原理と政策	1 8 0	—	—
地域福祉と包括的支援体制	1 8 0	—	—
ソーシャルワークの理論と方法	1 8 0	—	—
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	1 8 0		
ソーシャルワーク演習（専門）	3 2 4	3 6	—
ソーシャルワーク実習指導	2 4 3	2 7	—
ソーシャルワーク実習	—	—	2 4 0
合 計	1, 2 8 7	6 3	2 4 0

備考

ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導は指定施設に於いて、1 年以上相談援助の業務に従事した後入学する者については免除する。

別表 2 (第 2 2 条関係)

仙台医療福祉専門学校 社会福祉士養成通信課程 諸費用

(円)

	費 用 項 目	金 額
1	継続授業料	20,000
2	レポート課題再履修料 (1 課題金額)	5,000
3	レポート再提出料 (1 課題金額)	5,000
4	面接授業再履修料 (1 日分金額)	5,000
5	再実習料 (実習委託費用) ※	70,000
6	テキスト・参考書代	50,000～60,000
7	ソーシャルワーク実習に係る交通費・宿泊費・食費等	実 費 (自己負担)

※ただし、ソーシャルワーク実習再履修の場合、再実習料の他に継続授業料 20,000 円および実習巡回訪問指導料金として 20,000 円が別途必要となる。